
令和 6 年度第 1 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 4 月 1 1 日 (木) 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛		
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一		
	1 4 番	川村	忠幸		
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田 輝正
	3 番	明治	良一	4 番	岸本 慶子
	5 番	衣笠	指図	6 番	横野 俊彦
	7 番	大村	祥一朗	8 番	上田 正人
	9 番	大谷	誠一	1 0 番	細田 邦男
	1 1 番	山本	知司		

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	中山	浩一	保田	公範
	公賀	義高		

4. 欠席委員 鎌谷 一也 山田 裕人 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | | | |
|-----|------------|--------------------------------|------|-----|------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 8 番 | 上田正人 | 9 番 | 大谷誠一 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について | | | |
| | 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | | | |
| | 3 | 非農地証明願について | | | |
| | 4 | 農地法施行規則第 29 条の規定による転用届出書について | | | |
| | 5 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について | | | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について | | | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 農業振興地域整備計画の変更について | | | |
| 第 7 | その他 | | | | |
-

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、鎌谷推進委員、山田推進委員、中嶋推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和6年度第1回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、8番 上田正人委員、9番 大谷誠一委員、をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 非農地証明願について。3件の申請がありました。6ページをご覧ください。【受付番号1-1】福地字●●●●番●、昭和50年頃より農業用の倉庫として利用しており、現在は車庫として利用しています。【受付番号2-2】福地字●●●●番●、昭和20年頃より農業用倉庫として利用しており、現在は住居として利用しています。【受付番号3-3】福地字●●●●番●、昭和30年頃より牛舎として利用しており、現在は車庫として利用しています。現地確認を安部会長、衣笠委員、西尾推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断し受理しました。

事務局	報告 4 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。7 ページをご覧ください。今月は 1 件で農業用車庫です。問題ありませんでしたので受理しました。
	報告 5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。6 件の該当事業がありました。8 ページをご覧ください。八頭県土整備事務所の私都川河川災害復旧工事に係る工事用道路が 1 件、私都川外河川災害復旧工事に係る工事用道路が 3 件、八頭町建設課の麻生地区農業用施設災害復旧工事に係る残土仮置場が 1 件、東部農林事務所の安藤井手地区豪雨対策工事に係る資材置場が 1 件、です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。 以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございました。この件につきまして、質問意見はありませんか。
公賀推進委員	ちょっといいですか。
議長（会長）	はい。
公賀推進委員	推進委員の公賀です。非農地証明の件なんですけれども、6 ページの 2-2 の件なんですけれども、そもそも何か、住宅となっているという状態で何も言わずにいいですよ、というような形でよろしいでしょうか。
議長（会長）	はい。事務局、お願いします。
事務局	はい。失礼します。非農地証明ということで報告をさせていただきました。県からの通知の規定がございまして、家が建って 20 年以上経過している農地ということであれば問題ないということで、その通知を根拠に、非農地の判断をさせていただいているところです。 もちろん、過去にこの委員会で、転用をしないで無断転用というようなことで審議をしてきた経過もございますが、町内にはこのような、古くから家を建てられた農地であったりというところがあります。この件についても、もう少し時間が立てば、地籍調査がこの地区には入りまして、登記もきちっとさせていただくことも可能ではあるのですが、相続登記の義務化等がありまして、司法書士さん行政書士さんを頼んで、手続きを、今、したいということが出てき

事務局	まして、非農地証明をお受けして現地確認をさせていただいたというところですか。ご理解をいただきたいと思います。
議長（会長）	公賀推進委員、どうでしょうか。 ここのところはですね、ちょうど道が広くなって、県道にちょっと拡張したようなところでして、そのところが農地である。私も立ち会っておったんですけれども。土地が入り組んでおって、ということもあるようなんですけれども。そういう、昔の経過も含めたような土地ということでございます。お願いします。
公賀推進委員	はい。もう一つスッキリせんのですけれども、現地確認の時に、図面と実態とが多分違ったと思うんです。農地なのに住宅建つとるわいやというふうな形で、図面の中で見えるはずなんですけれども。狭いところは、農地の図面にないかしらんけども。その辺で確認していけば、いいんじゃないかなと思うんですけれども。家が建ってるけども、どうもこれ農地だわいなちゃんことが、実際、私も経験してるわけなんですけれども、その辺で、局長の段階で説明してもらったんですけど私の場合は。町内にいっぱいことあるっちゃうことですので、その都度、委員として確認しておかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長（会長）	ありがとうございます。事務局なにかありますか。一応、そういう集落のところを見られまして、また同じような内容を見られたら、お願いしたいと思います。 他にございますか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	質問等はありませんので、以上とさせていただきます。 続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。 受付番号 1-1 について説明をします。議案書の 1 ページをご覧ください。 【議案第 1 受付番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 中地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,704 m²

事務局

資料については、議案書の 2 ページから 7 ページに付けています。

場所については、議案書の 2 ページから 3 ページに図面を付けていますが、志谷集落の南にある農地になります。土地利用計画図は 5 ページに付けています。

転用理由につきましては、申請人が経営する牛舎の近くに、たい肥場を整備したいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可根拠は農用地利用計画指定用途です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の当座勘定貸越契約書により確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側は県道、東側は農道、北側は自己所有の田、南側は自己所有の宅地であり、周辺農地へ影響はありません。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、周辺農地とは十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、7 番 大村祥一郎委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

大村委員

7 番の大村です。4 月 2 日の日に株式会社●●●●さんの●●●●さんと現地確認をさせていただきました。場所は事務所のすぐ上の農地になりまして、牛舎とずっと続きのところで、ここに堆肥舎を作って、出来上がったものを一時保管で置くような堆肥舎を作りたいということでした。

大村委員	堆肥舎も今 2 棟ぐらいあるんですけども、その出来上がったものをかわすところが欲しいということでしたので、問題はないかと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、意見、質問等のある方につきましては、よろしくお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。
	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。 受付番号 1-1 について説明をします。議案書の 8 ページをご覧ください。
	【議案第 2 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 463.11 m ² 資料については、議案書の 9 ページから 13 ページに付けています。
	場所については、議案書の 9 ページから 10 ページに図面を付けていますが、郡家駅の南にある農地になります。土地利用計画図は 12 ページに付けています。
	転用理由につきましては、申請者が経営する事業所兼住宅として整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

事務局	まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、駅・役場等から 300m 以内に位置する第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明書より確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側は用水路、西側は譲渡人が所有する駐車場及び畑、北側は譲渡人が所有する畑、南側は町道であり、周辺農地へ影響はありません。 また、雨水は自然流下で雨水枡から既設の農業用水路へ放流し、汚水は公共下水へ接続します。 日照、通風についてですが、隣接耕作者との同意は得られており、影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 以上です。【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、1 番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	はい、田中といいます。4 月の 1 日の日に、●●さんの方に現地で確認をいたしました。 ●●さんは今 1 人で、果樹園の方をされておるので、今、歳も大きくなって、大変になっておるということでしたので、この話が出たんで、受けるということを決めたそうです。それで、2 日の日に●●さんの方に電話で確認したところ、間違いなく実行されるというんで問題ないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして質問意見等ある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	【議案第2号 受付番号 2-2 朗読後、説明】 土地の所在地 隼福地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,994 m²のうち 881 m² 資料については、議案書の 14 ページから 20 ページに付けています。 場所については、議案書の 14 ページから 15 ページに図面を付けていますが、隼駅の北西に位置する農地です。土地利用計画図は 17 ページに付けています。 転用理由につきましては、農作業施設として整備をしたいということです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、西側・東側・南側は田、北側は町道です。周辺農地の同意は得られています。 また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、隣接農地とは十分に距離をとっているため、影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。事務局の方で、この●●●●会社、何をつくっておられるか、ちょっと皆さんに説明できたらと思うんですけども、事務局、お願いします。

事務局

はい、失礼します。この●●●●会社は東京にあるわけなんですけど、鳥取に、●●●●という事業所がありまして、そこが農業部門をやっておる会社です。結構手広くやっておられまして、コンサルティング業務から各種受託業務をやっておられます。約款には、農業ということも載っております。

実際に、ここで何をされるかって言いますと、この後、大谷委員から報告があるかと思いますが、●●●●さんというしいたけを作っておるところがありまして、そことタイアップというか、今まで作業をしておったというところであります。●●●●さんが●●●●●●でしいたけを作っておるところの、支援をしておられたというところになります。

会社の概要自体はそういうところで、●●●●という農業部門が借りられて、それに伴い従業員の休憩スペースと、その作業所、作業をするための作業場を建てたいということで、申請が出されたというところなんです。大谷委員からの報告があってから、足りない部分はさせていただきたいと思います。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、9番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

大谷委員

9番大谷です。4月3日貸人、借人双方に電話確認をいたしました。前の、航空写真で見て取れますように、現地はしいたけの櫓木をハウス内に設置して、茸王を栽培している施設です。

●●●●が利用権設定をしておりましたが、●●●●の構成員である●●●●さんらの●●●●というグループが、構成員としてしいたけ栽培をしたいということで、●●●●から借地するという形で栽培をしておられました。●●●●というのは、平成31年3月に設立されて今5年たったところのようです。

昨年、令和5年8月に既に●●●●に事業継承されて、それが成立しているようです。今回、●●●●との利用権設定を合意解約した後、今度は、借人株式会社●●●●が機構を通じて借り受けるという手続きになります。

●●●●の事業目的の一つであります地域の活性化に資するという目的も継承をされて、障害者就労、農福連携ですね、として経営を継続するということですので問題ないと認めます。以上で

大谷委員	す。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局の方から、一つ付け加えたいということがありますので、よろしくお願いします。
事務局	はい、説明いただいた大谷委員のとおりであります。この後の議案で、促進計画の方ですね、●●●●さんが実際には経営しておられた、●●●●さんとの合意解約をされたほ場を含めて、この転用と貸し付けの状況が議案として出てきますので、それも見てくださいと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございました。この件について質問意見等ある方はお願いします。井上推進委員。
井上推進委員	推進委員の井上です。一つお伺いしたいんですけども、20.7 メーターで 4.57 メーターの 2 階建てということで、約 189 平米、57 坪ぐらいあるんですけども、これが適切だっていう根拠が一つも示されてないんですけども。さっき、茸王を栽培されるということで、要は、建物の中で作業されるという形になるわけなんではないでしょうか。その辺がちょっと教えていただきたいのと、どれぐらい、年間、楢木を生産されて、茸王を生産しようとしてるんかっていうあたりは、具体的な数字は上がってるんでしょうか。
議長（会長）	ありがとうございます。 そうしますと、19 ページの方、建物の・・・
井上推進委員	大きさとかではなくで、要は具体的にどういう作業をして、これだけの面積があるんだよってというような、根拠づけの資料があるのかなのか。
議長（会長）	資料の 19 ページ、これの中身的なものを、具体的にということでもよろしいですか。
事務局	はい、そうしますと、19 ページの資料を見ていただければと思います。建物の大きさについての根拠があるかということですが、これだけの量があるところでの根拠を示す資料というのはございませんが、前の方の画面をいただけたらと思いますが、ハウスが 3 棟あります。その中で楢木を育てておられるところです。かなりの量があるとのことで、それを収穫したものの仕分け作業と保管をしたいってところが一点、この建物を建てたいとい

事務局	う、●●●●からの申請の内容でありました。あとですね、2 階部分については、従業員の休憩スペース等に使いたいってことです。少し広いような形ではありますが、先ほど大谷委員からも言われましたけど、障害者の雇用をということでありまして、指導員が常時 2 人おられるということと、こういう障害者の日替わりで変わられるようなかつこうだったんですが、数人おられるということと、あと●●●●さんが事業継承すると言いながら、支援はするということで、10 人程度の人数がおられるというふうに聞いております。 2 階部分は、休憩スペースということと、1 階については、そのハウス 3 棟分のしいたけの保管と、仕分け作業等々のスペースということだそうで、妥当ではないかというところなんです。いくら量があって、これだけの量の面積がいるというところまでは確認をしておりますが、問題ないのかなというようなところなんです。以上です。
議長（会長）	生産の関係につきましては。
事務局	生産の関係までは、資料提供を求めておりませんで、ハウス 3 つ分をやっておられるということの確認までしかしていないです。以上です。
議長（会長）	ありがとうございます。井上推進委員。
井上推進委員	すいません、もう一つお尋ねします。ハウス 3 棟があつて、それが楢場というか、楢木を置く場所だということですけども、ここにはハウスの大きさが書いてないんですけども、どれぐらいの、要は楢木を並べられるんでしょうかね
議長（会長）	これについては、もう既にハウス・・・
井上推進委員	いやそれはいいんですけどね、既に建ててあるということで、そこに持っていくために、ここで作業しますという形なんです。例えばハウスに 1 万本楢木を置くのに、こういう場所がないといけません。それから生産があつたら、しいたけを選別したりするために、これだけのスペースがいるっていうのが、本来の、建物の大きさを決める根拠になったりするんじゃないかと思われるんですけども、その辺りはどうなのかなっていうことで。要は、大元のハウスの 3 棟の面積と、それに楢木を何本ぐらい置けるんかっていうあたりは、確認はしてあるんだろうかということでございます。

議長（会長）	事務局の方からお願いします。
事務局	はい、すいません。ハウスの大きさと、何本入っているというのは、確認していないところです。ただですね、この後出てくる貸し借りの契約の所に、営農計画書を提出いただいております、原木しいたけの品種まで本数とかは書いてないんですが、予想収量が450キロ、年間ですね、というようなことを書かれていますし、また、この横にですね、しいたけ以外にもですね、別のほ場を借りることにしております、人参等を栽培されるということで、ここで、500kgほどの年間予想収穫量ということで記載がなされているところです。井上推進委員の言われる、ハウスのサイズと、何本入っているところまでは、現地は確認したんですが、そこまでの資料を求めているというところです。現状ではそのような感じでした。以上です。
議長（会長）	はい、どうぞ。
井上推進委員	すいません。別に反対する気はないんですけども、身体障害者というか、障害者の雇用も生まれるということで、いい施設だとは思いますが。他の人から、あそこはこんなことで転用がOKになったで、っていうふうに言われんようにするためには、きちっとした計画や、それから、ここ、しいたけだけで取り扱いをします、って言うっておきながら、後で別なものも取り扱うというふうなことがないように、初めからこういったものを、まずはしいたけで、次に何かを考えるんだったら、そういうものもきちんと最初から出してもらって、取り扱いを協議するっていうのがいいんじゃないかなとは思いますが。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。
事務局	審議に必要だと言われれば、今後はいただくようにしたいと思いますが。
議長（会長）	事務局の方から説明をさせていただきます。
事務局	今回の部分については、農振農用地域内での転用ということですが、農業用施設というところで、さほどの縛りをかけてないっていうのが正直なところであります。 もし、ここで、何か他の物に転用するっていうようなことは、農振法の関係で、やってもできないということになります。農業用に

	必要な施設というところで、農地転用ということになるんですが、ここで、転用が一回なったんで、家を建てたいということとはできないことになっています。少しそういったこともありまして、調査も、うちの方が縛りを少し緩めにしていた、というのが実務的なところでもあります。ただ、今後こういった審議の中で、今言われたようなことが必要だということも、当然あるかと思いますので、生産収量とかそういうことも含めて、情報提供ができるような形で、会の方に報告をさせてもらうようにしていきたいと思います。事務局からは以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。これからは、もしこのような状況が出てくれば、ある程度の内容を把握してもらって、また説明させてもらうということでもよろしくお願ひしたいと思ひます 他にご意見等があったら伺いたひと思ひますけど。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	はい、意見がないようですので、賛成の方の採決をさせていただきたいと思ひます。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。 議案書の 21 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和 6 年 3 月 27 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 1-1 から 11-11 について説明します。 この度、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 28,439 ㎡（15 筆）と既に機構へ貸し出されている農用地 1,889 ㎡（2 筆）を、借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 3 社へ 14,823 ㎡（9 筆）、その他 4 名の個人耕作者へ 15,505 ㎡（8 筆）を貸付けするものです。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 1-1 から 11-11 につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。 はい、明治委員おねがしいたします。
明治委員	はい、農業委員の明治ですけれども、4-4 のところですけども、22 ページ、これの八頭町となっているのは、どういう土地ですか。これを受けておられる人、●●さんというのはどういう方なのか教えてください。
議長（会長）	事務局、お願いします。
事務局	はい、失礼します。こちらの土地については、旧郡家町が中山に造成した中山果樹団地っていう梨を栽培する団地になります。今までは基盤法の方で貸付をされておられまして、ずっと作っておられたのが、この度、機構を通して貸付をするという制度に変わりましたので、上がってきたというところであります。 ●●さんも、ずいぶん前から梨をここで作っておられまして、住所自体は尼崎の方に置いておられるようですが、八頭町内に居住をしておられるっていうところです。継続の方でありますので、ちょっとあの詳しい状況まではわかりませんが、居住実態がこちらにあって、これまでも梨を作っておられるということで、このたび上げさせていただいたということです。以上です。
議長（会長）	明治委員。
明治委員	わかりました。ただ、八頭町の土地がまだあるってことですか、他にも。
事務局	はい、いいでしょうか。八頭町名義の土地っていうのもあります。例えば、各村中持ちっていうものがあると思います。例えば、山上村中というような形で登記がなされている土地もありますが、最終的に、それを今の名前にすると、八頭町っていう形になりますので、そういった村中持ちの土地についても、登記簿の登記の名義上は八頭町、管理自体は村っていうところも当然あるんですが、こういった形では出てくるところです。 ここの八頭町という土地についても、池田集落だったと思います。村持ちの山を、八頭町名義ですが貸しているという状況です。実態は、以上です。

明治委員	はい、わかりました。ありがとうございました。
議長（会長）	ありがとうございます。他にご意見等がありますでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 1-1 から 11-11 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更につきまして審議を行います。 申請番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 25 ページをご覧ください。 日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域整備計画について、八頭町長から、令和 6 年 3 月 20 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第 4 号 申請番号 1-1 朗読後、説明】 申請番号 1-1 について説明します。 申請地 茂田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 852 m² 申請地 茂田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 125 m² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、植林のためです。 議案書の 26 から 27 ページに位置図、29 ページに土地利用計画

	図を付けています。茂田集落の南に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当する農用地区域内の農地となります。 以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、14 番 川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
川村委員	はい、14 番川村、報告させていただきます。4 月 6 日夕方ですけれども、ご本人様と面談をさせていただきました。柿を長年育ててきたが、終了して、クヌギを植えることを行いたいと。里山開発事業の一環としても取り組んでいきたいというお言葉をいただいております。 私自身、現地確認していきますと、周りは放棄地だらけというところになりますし、ここ、クマがよく出るところでして、柿を作って危ないなというようなところでございます。そういうことがありますので、もう柿は作れないというようなこともありますので、皆さんの承認でクヌギを植えさせていただきたいというご依頼を受けて参っております。何卒、よろしくお願いします。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で日程第 6 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。
事務局	続きまして、日程第 7 その他について、事務局より説明願います。 ●資料提供 ・第 11 回定例委員会での質問事項等について

事務局	・ 委員活動実績に係る能率給の支給について ・ 能登半島地震義援金について ・ 資料提供 ・ 人事異動について ● 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は5月14日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。 終了（14時40分）